

## 第26回群馬県畜産共進会 開催規則

### (目的)

第1条 この共進会は、県内の家畜改良の現状を把握し、家畜の改良増殖と畜産農家の生産意欲の向上を図ることにより、消費者ニーズに合った畜産物の生産を推進し、畜産経営の健全な発展を図ることを目的に開催するものとする。

### (名称)

第2条 この共進会の名称は、第26回群馬県畜産共進会と称する。

### (主催)

第3条 この共進会の主催は、公益社団法人 群馬県畜産協会とする。

### (告知)

第4条 この共進会の告知は、山羊の部は令和4年7月1日に行う。  
乳牛の部・繁殖和牛の部は令和4年9月2日に行う。

### (会期及び会場)

第5条 この共進会の会期及び会場は、次のとおりとする。

#### 山羊の部

会期 令和4年9月2日(金)  
会場 群馬県渋川市半田2760  
全国農業協同組合連合会 渋川家畜市場

#### 繁殖和牛の部

会期 令和4年11月2日(水)  
会場 群馬県前橋市富士見町小暮2425 群馬県畜産試験場内

#### 乳牛の部

会期 令和4年11月4日(金)  
会場 群馬県前橋市富士見町小暮2425 群馬県畜産試験場内

### (事務所)

第6条 この共進会の事務所は、群馬県前橋市亀里町1310 公益社団法人 群馬県畜産協会内に置き、会期中は会場内に置く。

### (出品)

第7条 出品家畜は、共進会において相当の保護をするが、不可抗力による損害については、その責を負わない。

- 出品家畜には、共進会の交付する標札を付するものとする。
- 出品家畜に対しては、出品者において看守人を付するものとする。
- 出品家畜に対しては、出品者において事故がないように適切な管理を行うものとする。

(経 費)

第 8 条 出品家畜の飼料費及び輸送費その他出品に要する経費は出品者の負担とする。

(役職員)

第 9 条 この会に次の役員を置く。

会長 1 名、副会長 2 名

会長は本会会長が就任し会務を総理する。

副会長は本会副会長をこれにあて、会長を補佐し会長事故あるときはこれを代理する。

2. この会に審査委員を置き会長がこれを任命又は委嘱する。

審査委員長 1 名、審査委員若干名

3. この会に事務委員を置き会長が任命又は委嘱する。

事務委員長 1 名、事務委員若干名、獣医師若干名

事務委員長は本会専務理事をこれにあて会長の指揮をうけ事務を掌理する。

事務委員は事務委員長の指揮をうけ事務を分掌する。

獣医師は事務委員長の指揮をうけ衛生業務を担当する。

(審査)

第 10 条 出品家畜は、各家畜審査標準等によりすべて審査する。

2. 出品者は、出品家畜の審査を拒絶し、または再審査を請い、若しくは審査の決定に対し異議の申立をなし、褒賞授与を拒否することはできない。不正の行為、または錯誤により褒賞を受けたことを発見した場合には、その褒賞を取消すものとする。

(参観)

第 11 条 開会中の一般の参観は、午前 9 時より午後 4 時までとする。但し、必要な場合は、時間を変更し、または参観を拒絶し、退場させることがある。

(付則)

第 12 条 本要領に定めるもののほか、細部については別に定める共進会開催規則により、開催するものとし、そのほか必要な事項は会長が別に定める。

## 第26回群馬県畜産共進会 開催細則

第26回群馬県畜産共進会開催規則に定めるもののほか、本細則により開催するものとする。

### 《山羊の部》

#### 1. 出品の区分及び頭数

出品の区分は、4部の40頭とする。

- |     |     |       |
|-----|-----|-------|
| 第1部 | 未経産 | 当才    |
| 第2部 | 経産  | 明2才以上 |
| 第3部 | 若令雄 | 当才    |
| 第4部 | 壮令雄 | 明2才以上 |

#### 2. 出品の条件

- (1) 出品山羊は、県内山羊飼養者。
- (2) 出品山羊は、総て国内産であること。
- (3) 出品山羊は、公益社団法人畜産技術協会の日本ザーネン種山羊登録規程による登録山羊であること。
- (4) 出品山羊は、出品者が引続き、50日以上飼養していること。
- (5) 出品山羊の年令は、当才、明2才以上で区分する。

#### 3. 出品の申込

- (1) 出品申込みは8月19日（金）までに別紙様式により作成し、本会へ申し込む。
- (2) 出品に要する一切の経費は負担しない。

#### 4. 出品

- (1) 出品山羊は、9月2日午前9時までに会場に搬入し、閉会后搬出するものとする。出品したものは、会期中搬出することはできない。但し、共進会の承認を受けた者は、この限りではない。
- (2) 出品山羊の防疫対策等については、別に定める群馬県畜産共進会（山羊の部）防疫要領によるものとする。更に搬入の際は、共進会が健康検査を行い疾病、悪癖、その他の事由により、他に危害を及ぼす恐れがあると認める時は、その出品を拒絶することがある。

#### 5. 審査及び褒賞

- (1) 審査は、9月2日午前9時45分より午前11時迄とし、出品山羊全頭を審査し、概ね次の区分により褒賞を授与する。

金賞、銀賞

## 第26回群馬県畜産共進会 開催細則

第26回群馬県畜産共進会開催規則に定めるもののほか、本細則により開催するものとする。

### 《繁殖和牛の部》

#### 1. 出品の区分及び頭数

出品の区分は個体5部、群出品2部の80頭14組とする。

第1部	黒毛和種	未経産	10ヵ月以上14ヵ月未満	13頭
第2部	〃	〃	14ヵ月以上18ヵ月未満	13頭
第3部	〃	〃	18ヵ月以上23ヵ月未満	13頭
第4部	〃	経産	4才未満	20頭
第5部	〃	〃	4才以上	21頭
第6部	〃	繁殖雌牛群	2産以上の経産牛3頭1組	7組
第7部	〃	高等登録群	10ヵ月以上(2頭1組)	7組

#### 2. 出品の制限

1部から5部については、各部1戸1頭以内とする。

6部、7部については個体の部と重複してもよい。

#### 3. 出品牛の条件

出品牛は黒毛和種の雌牛で、公益社団法人全国和牛登録協会の登録・登記牛又は経産牛については登録申請中のものであり、次の条件を備えたものとする。

- (1) 未経産牛については令和4年11月1日まで引続き3ヵ月以上所有又は管理しているものとする。
- (2) 経産牛については、同日まで1年以上所有又は管理しているものとする。
- (3) 第1部出品牛については、県内産牛とする。
- (4) 第7部の出品牛については、娘牛は未経産・経産は問わないものとする。
- (5) 出品牛の年令及び出品区分の確定は令和4年11月1日を以て基準とする。
- (6) 未経産牛で22ヵ月以上のものは妊娠確実であるものとする。
- (7) 繁殖雌牛群の出品は、和牛改良組合又は地域家畜共進会実行委員会単位で行い、県内で生産された2産以上の経産牛3頭1組をもって1群とする。
- (8) 高等登録群の出品は、和牛改良組合又は地域家畜共進会実行委員会単位で行い、高等登録の母牛と娘牛及び孫娘牛の直系3代の内、母娘又は母孫娘の2頭1組をもって1群とする。
- (9) 出品牛は健康なものとする。

また、ヨーネ病の防疫については、「群馬県ヨーネ病防疫対策実施要領」(平成31年1月1日改正 畜第801-4号)に基づき次のとおり実施するものとする。

(ア) 共進会等出品予定牛は、原則としてカテゴリーI農場で飼養されている牛とし、出品前の6ヵ月以内にスクリーニング抗体検査あるいは遺伝子検査、必要

に応じて分離検査を実施し、本病の陰性を確認した牛とする。

(イ) やむを得ずカテゴリーⅡ農場で飼養されている牛を出品する場合には、出品前の6ヵ月以内に3ヵ月の間隔を空けた、2回以上の抗原検査を実施し、陰性を確認した牛とする。

(ウ) 随伴子牛は、基本的には認めない。やむを得ず随伴が必要な場合には、母牛と同様の検査を実施すること。

#### 4. 出品の申込

出品者は別紙様式による出品申込書を令和4年9月30日までに本会に提出するものとする。

#### 5. 出品

出品牛は開会当日午前8時30分までに会場に搬入するものとする。

#### 6. 審査

審査は公益社団法人全国和牛登録協会が定める審査標準に基づき、出品牛全頭について行う。

#### 7. 褒賞

(1) 審査の結果、全出品牛に対し概ね次の区分により褒賞を授与する。

優等賞 一等賞 二等賞

(2) 特に優秀なものがある場合は名誉賞を授与することができる。

## 第26回群馬県畜産共進会 開催細則

第26回群馬県畜産共進会開催規則に定めるもののほか、本細則により開催するものとする。

### 《乳牛の部》

#### 1. 出品の区分及び頭数

出品の区分は個体11部120頭とする。

第1部	ホルスタイン種牛	未経産	8ヵ月以上12ヵ月未満	11頭
第2部	同	同	12ヵ月以上15ヵ月未満	11頭
第3部	同	同	15ヵ月以上18ヵ月未満	11頭
第4部	同	同	18ヵ月以上21ヵ月未満	11頭
第5部	同	同	21ヵ月以上24ヵ月未満	11頭
第6部	同	経産	30ヵ月未満	11頭
第7部	同	同	30ヵ月以上36ヵ月未満	11頭
第8部	同	同	36ヵ月以上42ヵ月未満	11頭
第9部	同	同	42ヵ月以上48ヵ月未満	11頭
第10部	同	同	48ヵ月以上60ヵ月未満	11頭
第11部	同	同	60ヵ月以上	10頭

#### 2. 出品の制限

出品頭数は制限しない。

#### 3. 出品牛の条件

出品牛はホルスタイン種牛雌牛で、一般社団法人日本ホルスタイン登録協会の登録牛又は申込中のものであり個体識別耳標を装着し次の条件を備えたもの。

- (1) 出品牛の年令及び出品区分の確定は令和4年11月3日をもって基準とする。
- (2) 第1部～第5部の出品牛は、群馬県産で、基準日まで引続き6ヵ月以上所有又は管理しているものとする。
- (3) 第6部～第11部の出品牛は、群馬県産においては、基準日まで引続き6ヵ月以上所有又は管理しているものとし、国内産においては、基準日まで1年以上所有又は管理しているものとする。
- (4) 未経産牛で21ヵ月以上のものは妊娠確実であるものとする。
- (5) 出品牛は健康なものとする。

また、ヨーネ病の防疫については、「群馬県ヨーネ病防疫対策実施要領」（平成31年1月1日改正 畜第801-4号）に基づき次のとおり実施するものとする。

- (ア) 共進会等出品予定牛は、原則としてカテゴリーⅠ農場で飼養されている牛とし、出品前の6ヵ月以内にスクリーニング抗体検査あるいは遺伝子検査、必要に応じて分離検査を実施し、本病の陰性を確認した牛とする。
- (イ) やむを得ずカテゴリーⅡ農場で飼養されている牛を出品する場合には、出品

前の6ヵ月以内に3ヵ月の間隔を空けた、2回以上の抗原検査を実施し、陰性を確認した牛とする。

#### 4. 出品の申込

出品者は別紙様式による出品申込書を令和4年9月30日までに本会に提出するものとする。

#### 5. 出品

出品牛は開会当日午前8時30分までに会場に搬入するものとする。

#### 6. 審査

審査は一般社団法人日本ホルスタイン登録協会の定めるホルスタイン種雌牛審査標準に基づき、出品牛全頭について行う。

#### 7. 褒賞

(1) 審査の結果、全出品牛に対し概ね次の区分により褒賞を授与する。

優等賞 一等賞 二等賞

特に優秀なものがある場合は名誉賞を授与することができる。

(2) インターメディアイト、シニアの出品牛の中から、各部において乳器賞1頭を選賞する。

#### 8. その他

関東地区ホルスタイン共進会の開催年については、本共進会をその予選会とする。

## 群馬県畜産共進会 山羊の部 防疫要領

### 1. 目的

群馬県畜産共進会山羊の部の開催にあたり、出品山羊の健康管理と山羊伝染性疾病の発生予防を図り、もって共進会の円滑な運営に資するものとする。

### 2. 出品山羊については、健康なものとする。

### 3. 山羊関節炎・脳脊髄炎について

国内において、山羊関節炎・脳脊髄炎の発生が確認されたことから、この病気の蔓延防止を図るため、出品山羊については、家畜保健衛生所による検査を受け、陰性が確認されているものが望ましい。

### 4. 出品山羊の搬入、搬出について

出品山羊の搬入及び搬出については、消毒を徹底すること。

### 5. その他

本要領に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定めるものとする。



別記様式

第26回 群馬県畜産共進会（山羊の部）出品山羊の  
山羊関節炎・脳脊髄炎の検査結果について

出品山羊の名号			
出品山羊の品種	日本ザーネン種	出品山羊の 登録番号	
出品山羊の性別 生年月日	雄 ・ 雌	年 月 日生	
出品者の住所			
出品者の氏名			
検査結果	陰 性	検査年月日	年 月 日

上記のとおり相違ないことを回答します。

令和 年 月 日

家畜保健衛生所長

※県内での移動においては証明書の添付は必要ない  
(別記様式例2)

第 号

農場カテゴリー I 証明書

殿

下記の農場は、群馬県ヨウネ病防疫対策実施要領（平成31年1月1日改正畜第801-4号）において、カテゴリー I に分類されることを証明します。

記

1 農場名（所有者名）	
2 農場所在地	
3 最終検査実施年月	
4 その他	

令和 年 月 日

印

(※証明書を発行する者)

※県内での移動においては証明書の添付は必要ない  
(別記様式例4)

第 号

ヨーネ病検査証明書

殿

下記の牛についてヨーネ病の検査の結果を証明します。

記

農場名等	1 農場名 (所有者名)			
	2 農場所在地等			
	3 患畜の最終発生日			
	4 農場における最終発 生後の検査回数※	回		
牛名号等	1 品種			
	2 性別			
	3 名号			
	4 個体識別番号等			
	5 生年月日			
検査結果	1 検査の種類	遺伝子検査	分離検査	その他
	2 採材日/ 判定日	1回目 2回目 回目		
	3 結果	陰性	陰性	陰性
導入農場における2回以上の 再検査の必要性		必要 / 不要		

※「遺伝子検査」とは、国容量に定められたリアルタイムPCR法による遺伝子検査。  
「分離検査」とは、細菌分離検査。

令和 年 月 日  
印

(※証明書を発行する者)

第26回群馬県畜産共進会（山羊の部） 個体出品申込書

令和 年 月 日

取纏団体確認 \_\_\_\_\_ 印

公益社団法人群馬県畜産協会長 様

出品者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_

第26回群馬県畜産共進会の開催規則を遵守し下記の山羊を 共進会・交換会 に出品いたします。

繁殖者 郡 町  
住所、氏名 市 村 \_\_\_\_\_

飼養者 郡 町  
住所、氏名 市 村 \_\_\_\_\_

第 部

名 号	性 別	生年 月日	血 統
号	雄 ・ 雌	・ ・	父 _____ 本NO _____ 高NO _____ 母 _____ 本NO _____
登録NO _____			
精液検査証明	あり ・ なし （※ 雄については必ず記入）		

★★ 令和4年8月19日必着にてお願いします。★★

## 第26回群馬県畜産共進会〔繁殖和牛の部〕出品申込書

取纏団体名

印

公益社団法人群馬県畜産協会長 様

出品者 住所

氏名

電話

第26回群馬県畜産共進会の開催規則を遵守し下記の牛を出品いたします。

### 記

1. 名号 \_\_\_\_\_
2. 生年月日 \_\_\_\_\_ 生
3. 登録・登記番号 \_\_\_\_\_ 個体識別番号 \_\_\_\_\_
4. 血統  
父 \_\_\_\_\_ 登録番号 \_\_\_\_\_  
母 \_\_\_\_\_ 登録番号 \_\_\_\_\_  
母の父 \_\_\_\_\_  
母の祖父 \_\_\_\_\_
5. 産地 \_\_\_\_\_ 産（自家 or 都道府県名）
6. 飼養開始年月日 \_\_\_\_\_
7. 最近の授精年月日 \_\_\_\_\_
8. 最近の分娩年月日 \_\_\_\_\_
9. 産次 \_\_\_\_\_ 産（申し込み時点）
10. 部別 第 \_\_\_\_\_ 部（親子群・高等登録群）

★★令和4年9月30日必着にてお願いいたします★★

## 第26回群馬県畜産共進会〔乳牛の部〕出品申込書

取纏団体名

印

公益社団法人群馬県畜産協会長 様

出品者 住所

氏名

電話

第26回群馬県畜産共進会の開催規則を遵守し下記の牛を出品いたします。

記

1. 名号

2. 生年月日

生

3. 個体識別番号

4. 血統

父名号

母名号

5. 産地

産 (自家 or 都道府県名)

6. 産次

産 (申し込み時点)

7. 部別

第 部

★★令和4年9月30日必着にてお願いいたします★★

(付帯事業：1)

## 種 山 羊 交 換 会 要 項

### 1. 目 的

優良種山羊の普及と効率利用を図り、併せて育成農家の飼養普及に努める。

### 2. 名称及び主催

種山羊交換会と称し、公益社団法人 群馬県畜産協会が主催する。

### 3. 会期及び会場

令和4年9月2日午前11時30分より全国農業協同組合連合会群馬県本部  
渋川家畜市場に於いて開催する。

### 4. 出場及び資格

- 1) 県内居住者で、登録山羊所有者又は管理者
- 2) 出品山羊の搬入については9時00分までに受け付けを済ませること。

### 5. 交換方法

交換会に出場したものは、評価価格により次のとおり抛出する。  
事務経費として、出品者は販売価格の5%とする。

### 6. その他

先天的疾患以外、出荷者及び購買者の負担とする。